



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2021年6月7日
第2054号

新型コロナウイルス対策
融資・給付金申請
納税緩和・国保料減免など
民商に相談を

長岡市の給付金・協力金、国の月次支援金 会外の業者も誘い、長岡民商に申請相談を

5月17日0時から5月31日24時までの期間、時短営業要請に全面的に協力した事業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の申請が、6月1日から始まります。長岡市飲食・サービス安心応援給付金や国の月次支援金等の申請も合わせ、会外の方も誘い、長岡民商にご相談ください。左記は協力金申請要領の概要です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

1. 対象施設

長岡市内で2021年5月16日以前から営業している実態があり、申請時点において営業を継続している次の施設。

① 接待を伴う飲食店

② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）

※1 2021年5月17日0時から5月31日24時まで、全ての日において時短営業に協力したことが支給の条件です。

※2 従前より午前5時から午後9時までの時間の範囲で営業している場合は、協力金支給対象外です。

2. 支給額

施設の事業規模（売上高または売上高の減少額）によって異なります。中小企業等の場合は1施設あたり37.5万円から112.5万円です。詳しくは長岡民商まで。

3. 必要書類（場合により、左記以外にも必要となる書類あり）

① 申請書兼誓約書（専用書式）

② 協力金支給総額内訳表（専用書式）

③ 銀行口座通帳の見開き面の写し

④ （個人）確定申告書

⑤ （法人）確定申告書、法人事業概況説明書

⑥ 飲食店営業許可の写し

⑦ 写真6点

・時短営業を行ったことが確認できる写真（店頭ポスター等）

・通常の営業時間がわかる写真

・施設の外観写真（施設名がわかるもの）

・施設の内観写真

・感染防止対策を行っていることが確認できる写真（手指の消毒徹底、マスク推奨等）

・酒類の提供がわかる写真（メニュー表等）

⑦（個人事業主のみ）本人確認書類

（右下へ）

4. 申請期間
6月1日（火）から7月15日（木）まで
※申請は郵送で

長岡市飲食・サービス安心応援給付金

対象業種や給付条件等を確認してください。条件に合致する場合は申請しましょう。

支給額 1事業所あたり5万円（定額）

対象業種 ※（ ）内は主な業種名

- ① 宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテル、レストラン、喫茶店、食堂、居酒屋、飲食宅配サービス、ケータリングサービスなど）
- ② 生活関連サービス業、娯楽業（クリーニング業、ランドリー業、理美容、旅行業、カラオケなど）
- ③ 卸売業、小売業（酒屋、パン屋、豆腐屋、スポーツ店、呉服店、服屋、八百屋、魚屋、肉屋、果物屋、お菓子屋、書店など）
- ④ 運輸業、郵便業（タクシー業、倉庫業など）

給付条件 2020年12月から2021年4月までの期間において、売上高が2か月連続して前年比、または前々年比20%以上減少していること（創業特例あり）。

申請期限 7月15日（木）までに郵送で

国の「月次支援金」について

一時支援金にかわる月次支援金（個人は上限10万円/月、法人は上限20万円/月）は、申請の対象となる期間において、ひと月を単位として申請する制度です。要件を満たした月が複数となる場合、それぞれの月において申請することができます。6月初旬に申請要領が公表される予定です。

注意 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支払い対象事業者 5月は月次支援金の給付対象外です（4・6月は申請可）。

〈予約制〉各種支援金・協力金等

長岡民商では各種支援金・協力金等の申請相談会を行っています。当面の予定は次の通りです。電話等で日時を予約し、長岡民商事務所にお越しください。

- 6月4日（金）9時30分～16時30分
- 6月8日（火）9時30分～16時30分

※会外の業者にも声をかけてください。